平成２２年（フ）第８７５０号
大阪府八尾市南植松町１丁目30番地の２　カサベルデ203号
債務者　白江　陽年
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３１０号
岐阜市北一色10丁目６番４―205号メゾン徳３、申立時大阪府藤井寺市道明寺２丁目５番40号
債務者　梅田　千鶴（旧姓本庄谷）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５５３号
堺市北区東浅香山町３丁104番地　府営堺浅香山住宅16棟305号
債務者　大橋　雅子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６２３号
堺市中区土師町４丁11番14号、住民票上の住所堺市中区土師町１丁16番15―203号
債務者　下地　玄徳
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６７７号
大阪府柏原市玉手町18番40号
債務者　泉ドラム産業こと　泉　　修一
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１４９号
神戸市北区鈴蘭台南町２丁目11番７号
債務者　勝　　幸枝
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０２号
神戸市長田区松野通４丁目４番２号
債務者　栗山　広子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１０号
神戸市東灘区魚崎西町２丁目１番７―304号、従前の住所神戸市須磨区高倉台３丁目８番44―403号
債務者　林　　修平
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３９３号
神戸市長田区一番町３丁目１番地市住１―804号、従前の住所神戸市長田区長田天神町２丁目２番８号
債務者　久保　宗一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１７号
神戸市垂水区青山台２丁目５番４号
債務者　宇野架設こと　宇野　政男
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２５号
神戸市長田区寺池町２丁目10番２―102号
債務者　井上　恵美（旧姓野澤）
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０１１号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目４番１―402号、前住所兵庫県尼崎市宮内町１丁目７番地の11
債務者　伊藤ますみ
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２０号
兵庫県姫路市土山２丁目２番１号　アイグリーン201、従前の住所兵庫県姫路市北今宿２丁目５番２　３号　リッツハウスM＆RC202
債務者　水川　大悟
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７８号
鳥取県倉吉市駄経寺町１番地
債務者　折本　浩二
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第８１号
鳥取県東伯郡北栄町西園496―１、住民票上の住所鳥取県倉吉市鴨川町82番地４　市営鴨川住宅104
債務者　山田　文江
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第１５１１号
広島県廿日市市桜尾２丁目７番15号
債務者　周　　英煥
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５５１号
広島市東区牛田本町６丁目２番13―502号
債務者　中野かおり
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで　広島地方裁判所民事第４部